

事 務 連 絡
令和5年 11 月 1 日

企業型運用関連運営管理機関 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直しについて

日頃から、確定拠出年金制度の運営にご尽力いただきますとともに、厚生労働行政にご理解とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

企業型確定拠出年金（DC）規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際に当該承認申請書等に添付する概要書については、「企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和に係る対応について」（令和3年8月6日付け事務連絡）に基づきお取り扱いいただいていたところですが、令和6年12月からは「他の企業年金制度の規約番号」及び「拠出限度額の経過措置の適用」の記載並びに電子ファイルによる提出が必須になります。

その際に必要な対応について、別添のとおり地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長あて通知しましたので、その内容につき御了知いただきますようお願いいたします。

別添

年企発 1101 第1号
令和5年 11月1日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直しについて

企業型確定拠出年金（DC）規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際に当該承認申請書等に添付する概要書については、「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」（令和3年8月6日付け年企発0806第1号。以下「旧通知」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、令和6年12月からは「他の企業年金制度の規約番号」及び「拠出限度額の経過措置の適用」の記載並びに電子ファイルによる提出が必須になる。

その際に必要な対応は別紙のとおりとなるので、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知のうち「第2 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し」は廃止する。

(別紙)

確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いについて

令和4年1月以降、企業型DC規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際、当該承認申請書等に添付する概要書については、電子ファイルにより作成し提出することを原則としている。

令和6年11月末日までを適用日とする承認申請等において、電子ファイルによる提出が困難である事業主については、各地方厚生（支）局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間の例外的な取扱いとして、下記3.の方法により、これまでと同様、事業主は概要書を「紙」により作成し提出することを可能としているところ。

なお、令和6年12月以降を適用日とする承認申請等においては、全て、電子ファイルによる概要書の提出が必要となること。

1. 記載項目について

概要書に記載する項目は以下のとおりとする。なお、⑫～⑳については実施事業所数分を記載するものとする。

また、作成の詳細は提出形態に応じて、下記の2.又は3.を参照すること。

- ① 規約承認番号
- ② 規約名
- ③ 実施（代表）事業所名称
- ④ 郵便番号
- ⑤ 所在地
- ⑥ 事業主名称
- ⑦ 郵便番号
- ⑧ 住所
- ⑨ 実施事業所数
- ⑩ 企業型運用関連運営管理機関登録番号
- ⑪ 企業型運用関連運営管理機関の名称
- ⑫ 実施事業所連番
- ⑬ 実施事業所名称
- ⑭ 所在地
- ⑮ 事業主名称
- ⑯ 住所
- ⑰ 他の企業年金制度の有無
- ⑱ 他の企業年金制度の種類
- ⑲ 他の企業年金制度の規約番号（※1）
- ⑳ 拠出限度額の経過措置の適用（※2）
- ㉑ 個人型DCの加入の可否（※3）

（※1）令和6年12月以降を適用日とする承認申請等から記載が必須となる項目。

実施事業所が、確定給付企業年金（DB）を実施し、又は厚生年金基金に加

入している場合は、その規約番号を記載。⑰⑱の項目の記載内容と整合性をとる必要があるため、留意すること。

(※2) 全ての承認申請等において、必須の記載項目。

令和6年11月末までを適用日とする承認申請等においては、全て「旧制度」と記載。

令和6年12月以降を適用日として以下のいずれかに該当した場合、その際、及びそれ以降の承認申請等においては、全て「新制度」と記載。

- ・ 新たに企業型DCを実施する場合
- ・ 企業型DC規約のうち確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合（企業型DCのみの実施事業所を含む）
- ・ DB規約のうち確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合（厚生年金基金（プラスアルファ部分）
 - ・ 石炭鉱業年金基金について、同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む）
- ・ DB等の他制度を実施・終了した場合

(※3) 全ての承認申請等において、必須の記載項目。規約における確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第11条の2第1項各号の該当の有無を基に、個人型DCの加入の可否を設定。

2. 電子ファイルによる概要書の作成

概要書は1つの規約につき、以下の3つの電子ファイルにより構成されており、それぞれの電子ファイルに指定する項目を記載して作成するものとしたこと。

なお、電子ファイルの仕様の詳細については、別紙1「電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様」を参照すること。

① 規約情報ファイル

企業型DC規約の基本情報を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が1行のみ記載されている。

② 事業所_基本情報ファイル

実施事業所の基本情報を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が実施事業所数分、複数行で記載されている。

③ 事業所_企業年金実施状況ファイル

実施事業所における「個人型DCの加入の可否」、「他の企業年金制度の実施状況」等を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が実施事業所数分、複数行で記載されている。

3. 紙による概要書の作成

上記1. で示した記載項目のうち、②～⑪、⑬～⑱及び㉑の項目について、別紙2に示す様式（従来の概要書の様式の一部）に記載するものとしたこと。別紙2の白抜き部分が、②～⑪、⑬～⑱及び㉑に対応しており、グレー部分は記載不要箇所を示している。

この場合において、㉑の項目については、「個人型年金」の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入することとした。

4. 概要書の受付

電子ファイルによる概要書について事業主は、電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R）に記録し承認申請書等に添付する方法、又は、承認申請書等とは別に、地方厚生（支）局が指定するメールアドレス宛にメール送信する方法のいずれかを選択して提出することとした。

地方厚生（支）局においては、受付に使用するメールアドレスをあらかじめ準備するとともに、事業主からメールによる提出の申し出があったときは、提出先メールアドレスの案内を行うこと。また、メールによる提出など、概要書が承認申請書等とは別に提出される場合については、概要書の受付時に承認申請書等の受付簿等と突合せ確認するなどにより、概要書の提出漏れが生じないように留意すること。

なお、事務処理の簡素化のため、承認申請等の提出を企業型運用関連運営管理機関がまとめて提出することも可能とし、各地方厚生（支）局において企業型運用関連運営管理機関の事情等にも十分に配慮しつつ個別に調整した上で、例えば、当該運営管理機関が一定の期間内（1か月を最大）に提出した承認申請書等に係る概要書について、まとめて1回で提出してもらうなどの取扱いとして差し支えない。

紙による概要書についてはこれまでと同様に、承認申請等に添付して提出いただくこととする。

5. 受付後の地方厚生（支）局における事務処理

地方厚生（支）局における概要書の受付以降の事務処理の詳細については別途連絡する。

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様

概要書は以下に示す3つの電子ファイルにより構成され、それぞれのファイルに指定する項目を記載して作成する。

ファイル形式はMicrosoft Excel（拡張子は".xlsx"）又はCSV（拡張子は".csv"）とする。

項目名などのヘッダ情報は設定しないこと。

また、Excelの場合、ファイル内は1シートのみとし、データを1行1列目（'A1'セル）から記載すること。下記のデータ項目の表に付記した「Excelの列」は、参考として、Excelにおいて当該項目を記載すべき列番号を示したもの。

なお、CSVの場合、以下によること。

- ・ 文字コードはShift-JISとする。
- ・ 項目（フィールド）区切りはカンマ（,）、レコード区切りは改行コード（Crlf、Lf）とする。
- ・ 項目値にカンマ（,）、ダブルクォーテーション（"）、改行コード（Crlf、Lf）を含む場合は、項目値をダブルクォーテーション（"）で囲むこと。
- ・ 項目値のダブルクォーテーション（"）にはエスケープ処理（""に置換）すること。

1. 規約情報ファイル

<ファイル名> xxxxxxxx-1-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
 → "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
 → "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

<データ件数> 1レコードのみ設定

<データ項目>

Excel の列	項番	必須	項目	設定値	説明	備考
A	1-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
B	1-②	○	規約名	テキスト型		
C	1-③	○	実施	名称	テキスト型	
D	1-④	○	(代表) 事業所	郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
E	1-⑤	○		所在地	テキスト型	都道府県から設定
F	1-⑥	○	事業主	名称	テキスト型	
G	1-⑦	○		郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
H	1-⑧	○		住所	テキスト型	都道府県から設定
I	1-⑨	○	実施事業所数	半角数値		
J	1-⑩	○	企業型運用関連 運営管理機関登録番	半角数値		主たる企業型運用関連運営管理機関 (1社のみ)を記載する。
K	1-⑪	○	企業型運用関連 運営管理機関の名称	テキスト型		

2. 事業所 基本情報ファイル

<ファイル名> xxxxxxxx-2-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
 → "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
 → "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

<データ件数> 実施事業所数分のレコードを設定（データ中に空白行（レコード）は設けないこと）

<データ項目>

Excel の列	項番	必須	項目	設定値	説明	備考
A	2-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
B	2-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
C	2-③	○	実施	名称	テキスト型	代表事業所を含む
D	2-④	○	事業所	所在地	テキスト型	同上
E	2-⑤	○	事業主	名称	テキスト型	代表事業主を含む
F	2-⑥	○		住所	テキスト型	同上

3. 事業所 企業年金実施状況ファイル

＜ファイル名＞ xxxxxxxx-3-yyyymmdd.xlsx (又はcsv) (全て半角)
 → “xxxxxxx”は規約承認番号(新規承認申請時はオールゼロ(0))
 → “yyyymmdd”は申請(届出)年月日(“20220101”などと設定)

＜データ件数＞ 実施事業所数分のレコードを設定(データ中に空白行(レコード)は設けないこと)

＜データ項目＞

Excel の列	項番	必須	項目	設定値	説明	備考
A	3-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
B	3-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
C	3-③	○	実施事業所名称	テキスト型		代表事業所を含む
D	3-④	○	事業主名称	テキスト型		代表事業主を含む
E	3-⑤	○	他の企業年金制度の有無	半角数値1桁 1 or 2	1:無 2:有	
F	3-⑥		他の企業年金制度の種類	テキスト型	1:厚生年金基金 2:確定給付企業年金 3:私学共済制度 4:石炭鉱業年金基金 (他制度なしの場合、設定しない)	複数ある場合、該当する選択肢すべてをカンマ(,)で区切って設定すること
G	3-⑦	※1	他の企業年金制度の規約番号	テキスト型	他制度の種類に1、2がある場合、それぞれ指定の形式(注1)で設定する(それ以外の場合、設定しない)	複数ある場合、すべての規約番号をカンマ(,)で区切って設定すること 上記3-⑤⑥の項目との整合性に留意すること ※1 2024/11末まで設定は任意。それ以降の申請・届出時に該当があれば設定が必要。
H	3-⑧	○ ※2	拠出限度額の経過措置の適用	半角数値1桁 1 or 2	1:旧制度(適用有) 2:新制度(適用無)	※2 2024/11末までは全て「1」を設定。2024/12以降、新たに企業型DCを実施する場合、経過措置の終了要件(注2)に該当した場合以降は全て「2」を設定。 注) 企業型DCのみの実施事業所も必ず設定
I	3-⑨	○	個人型DCの加入の可否	半角数値1桁 1 or 2	規約における政令第11条の2第1項各号の該当の有無を基に、以下のいずれかを設定 1:可 2:不可	

注1) 項番3-⑦にかかる指定の形式について

- 他制度の種類「1」の指定の形式…“東基9999”とする。番号が4桁未満の場合、左側に0パディングする。
- 他制度の種類「2」の指定の形式…“▲999999”とする。番号が6桁未満の場合、6桁となるよう左側に0パディングする。
 - …管轄厚生(支)局を示す漢字一文字を設定。
北海道 → 「北」、東北 → 「東」、関東信越 → 「関」、東海北陸 → 「海」、近畿 → 「近」、中国四国 → 「中」、四国支局 → 「四」、九州 → 「九」
 - ▲…「規約型」、「基金型」の別を示す漢字一文字を設定。規約型 → 「規」、基金型 → 「基」

注2) 経過措置の終了要件について

- 企業型DC規約のうちDC法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合
- DB規約のうちDB法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合(厚生基金(+α部分)・石炭基金が同様に、規約・定款の変更を行うことによって掛金の額を再計算した場合を含む)
- DB等の他制度を実施・終了した場合

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様 (続き)

参考 データ項目の設定 (イメージ)

1. 規約情報ファイル

01234567	企個スマート企業型年金規約	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	5	123	株式会社〇△銀行
1-①	1-②	1-③	1-④	1-⑤	1-⑥	1-⑦	1-⑧	1-⑨	1-⑩	1-⑪

2. 事業所_基本情報ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	東京都新宿区△△△1-2-3	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	3	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1
01234567	4	有限会社健保商事	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1
01234567	5	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号
2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	2-⑥

3. 事業所_企業年金実施状況ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	3	年金倉庫株式会社	年金倉庫株式会社	2	1	東基1234	1	1
01234567	4	有限会社健保商事	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	1			1	1
01234567	5	株式会社福祉商店	株式会社福祉商店	2	2	九規012345,九基123456	1	1
3-①	3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥	3-⑦	3-⑧	3-⑨

注) 上記の赤枠で囲った部分は、参考として、概要書各ファイルの各データ項目との対応関係を示しているものであり、概要書ファイル内への記載を求めているものではないため、留意すること。

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

〔規約名： 1-2 〕

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施（代表）事業所名称		所在地				
1-3		〒1-4	1-5			
事業主名称		住所				
1-6		〒1-7	1-8			
業態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数			
		1 無 2 有 ()	1-9			
事業主が行う運営管理業務の内容 (委託する業務を除く。)		例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。				
運営管理機関 (3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区分	1 委託	登録番号	1-10	名称	1-11
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
資産管理機関	区分	1 委託	登録番号		名称	
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
名称			所在地			

実施事業所一覧

〔規約名： 〕

実施事業所名称		所在地				
2-③	3-③	2-④				
事業主名称		住所				
2-⑤	3-④	2-⑥				
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類		3-⑤	3-⑥			
実施事業所名称		所在地				
事	例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。		今般、概要書に新たに設ける「個人型DCの加入 の可否」の項目は、現在の様式の「個人型年金」 の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入する。			
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格年齢引上げ
		1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						

- (注1) 厚=厚生年金基金、確=確定給付企業年金、中=中小企業退職金共済、私=私立学校教職員共済、退=退職手当制度、石=石炭鉱業年金基金
- (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
- (注7) 「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用方法を提示している場合のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分を記載すること。